

される。

設問1] 2、

1、③の取調べの適法性

④の取調べの適法性の判断は、甲の供述の信頼性を判断する。

(1) Rは、~~起訴後~~殺人罪及び窃盗罪で起訴された甲に対し、起訴された公訴事実と同一の事実について取調べを行った。この点、起訴後の取調べにつき、目次規定がなく、行われていないから問題となる。

1998年、捜査につき、その目的を達成するための必要は取調べをすることができると規定されており、同条は捜査官の任意捜査について何の制限もないから、1988年の「検察官」という文言にかかわらず、起訴後において捜査官はその公訴を維持するためには必要は取調べを行うことが出来る。と判断する。

(2) 起訴後の取調べは行われていないから、任意捜査の一環として行われるべきと解される。また、当該捜査が任意捜査であるとして、一定の権利・利益を制約する以上、捜査比例の原則(1978年頃本文の下、必要性、緊急性などを考慮した上、具体的状況下で相当と認められる限度において行われると解される。

(3) まず、Rによる取調べが強制捜査であるか否かを検討する。③取調べに於て、Rは甲に対し、供述拒否権がある旨を告知しており、甲もこれを承諾しているため、自由な意思に基づき取調べに望んでおり、強制捜査ではない。

(4) 次に、任意捜査としての言容されるか否かである。③取調べによる捜査に必要はかあった理由としては、別事件(乙)の勾留中であつた乙が、~~起訴後~~今回の殺人留置事件(以下、本件事件としよう)に関する事実を供述し、その事実を裏付ける証拠となる指紋を~~発見~~したことから、供述の信用性を高める

いと考えられる。よてこの期に必要は取調べを^{今後Rは}甲の公判を維持するにあたり、^{捜査の}重要な事実(1)の要言からも、必要性がある。よて~~取調べ~~。

よて、起訴後の事実に関する捜査、いかにして公判における活動に資するか、公判前整理手続期日前に終了して不利でない、緊急性がある。

この状況の下、甲の勾留されている勾留所において行われた取調べは、^{その罪名が}弁護人を立ち会わせていない点に問題はあるものの、^{本件事件に必要は}窃盗罪よりも軽微な窃盗罪^{の成立が}に必要は取調べの必要は取調べが行われており、^{その}前御を重く不利な点については、^{その}必要は取調べを欠くものとは言えない。

設問2]

(5) よて、任意捜査として行われ、③は適法である。

02. 訴因変更の要件

(1) 捜査官は、上記公訴事実の変更する場合は、訴因変更を承諾する必要がある。この点、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。

(2) 訴因変更の要件は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。

よて、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。④審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。⑤審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。⑥審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。⑦審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。⑧審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。⑨審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。⑩審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。⑪審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。⑫審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。⑬審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。⑭審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。⑮審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。⑯審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。⑰審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。⑱審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。⑲審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。⑳審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㉑審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㉒審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㉓審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㉔審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㉕審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㉖審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㉗審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㉘審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㉙審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㉚審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㉛審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㉜審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㉝審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㉞審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㉟審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㊱審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㊲審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㊳審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㊴審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㊵審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㊶審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㊷審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㊸審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㊹審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㊺審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㊻審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㊼審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㊽審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㊾審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。㊿審判官は、^{訴因変更は}必要は取調べは必要は取調べである。

第2問

1 といえない場合は、例外的に訴因変更は不要であると解する。

2 (2) ①については日時のみの変更であり、防御方法に特段変化をきたらすものではない。

3 よって、①については、不要である。→もういねい。故に①は

4 (3) ②については、窃盗と盗品無償譲渡は、立正するべき要件も異なるに、必然

5 と防御方法も異なる。よって(被告人の)防御にとって重要な事項といえ、訴因変更

6 が必要である。

7 3. 訴因変更の可否

8 (1) ②について訴因変更が必要なのは、検察官は「公訴事実の同一性を容れない

9 限度」において(312条1項)、訴因変更がでる。よって、「公訴事実の同一性」の

10 意義が問題になる。

11 (2) 同項は、同一事件に属する2つの訴因を別訴で訴追することにより重要訴の

12 禁止(338条3号)にふくむことから定められたものである。

13 そこで、「公訴事実の同一性」は新旧2つの訴因がともに同一事件に属する場合

14 に肯定できると解する。具体的には、審判対象が検察官が主張する具体的事

15 実たる訴因であること、両訴因における基本的事実関係が同一である場合、事件

16 の同一性があり「公訴事実の同一性」が認めらるると解する。

17 としてその判断は事実的共通性を第1基準とし、非両立性を第2基準で補

18 完的に考慮し行うものと解する。

19 (3) ③について発言する。旧訴因は2月2日にV所有の指輪を窃取したこと、

20 新訴因は、2月9日に乙から盗品と知りつつ、指輪を無償で譲り受けたことである。

21 新旧2訴因の事実関係は共通している。しかし、指輪(1つ)の指輪

22 罪名はどちらかの罪1つだけであることから、両立しない事実である。

23 (4) よって、訴因変更をして、公訴事実の同一性は容れない。

第2問

1 4. 検察官は②の部分の訴因変更すべきである。

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23